



寒 総 第 117 号
令和 4 年 7 月 27 日

寒川町個人情報保護審査会
会長 長 谷 川 福 造 様

寒川町長 木 村 俊 雄

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う審査手続に係る意見
について（照会）

このことについて、別紙のとおり寒川町個人情報保護法施行条例及び寒川町個人情報保護審査会条例の制定を検討していることから、寒川町個人情報保護条例（平成 11 年寒川町条例第 25 号）第 34 条の 2 の規定により、意見を求めます。

（事務担当は、総務課行政管理担当）